

第1回 川崎市自治推進委員会 議事録

- 日 時 平成20年11月26日（水）午後6時から8時
- 場 所 川崎市役所本庁舎2階 特別会議室
- 参加者 大下委員、小島委員、佐谷委員、鈴木委員、滝澤委員、丸山委員
（以上、川崎市自治推進委員会委員）
阿部市長
三浦総合企画局長
瀧峠部長、鈴木主幹、依田主査、西山職員、菊池職員（以上、総合企画局自治政策部）
土方総務局市民情報室長
傍聴人 1人
- 次 第 1 委嘱状の交付
2 市長あいさつ
3 委員紹介・事務局紹介
4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認
5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ
6 第1期川崎市自治推進委員会について
7 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について
8 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって
9 その他

司会：自治政策部長（委員長決定後は、委員長が担当）

□開会（自治政策部主幹）

《会議公開及び写真撮影の確認と委員の了承》

1 委嘱状の交付

《市長から各委員に委嘱状を交付》

2 市長あいさつ

阿部市長 委員の皆様方には、大変ご多用の中、お集まりいただき誠にありがとうございます。また、ただいま、委嘱状をお渡しいたしましたけれども、川崎市自治推進委員会委員にご就任いただきまして心から感謝を申し上げる次第でございます。委員の皆様には大役を引き受けていただいたわけですが、自治基本条例に基づき、より一層の市民自治の拡充、推進に向けてご尽力をいただきたくよろしくお願いいたします。

すでにご存じと思いますが、川崎市では自治基本条例が平成17年4月に施行されて以降、今日までに区民会議条例、パブリックコメント手続条例、協働型事業のルール、さらには本年の6月には住民投票条例の制定など自治基本条例に基づく様々な制度等について整備を行ってきたところでございます。条例に定められた制度等については、一応完成をみたこととなりますけれども、これらをきちんと運用していくことが特に重要だと考えております。本市では、「自治基本条例に基づく市民本位のまちづくり」を市政運営の3本柱の1つに据えて、行財政改革や新総合計画とともに取り組んでいるところでございます。

今、国の方は地方分権がなかなか進まないという状況でございますけれども、川崎市ではこの

条例に基づきまして自立的な行政運営を進め、全国に先駆けて分権時代の行政運営を実現していきたいと思っているわけでございます。特に、区役所分権、あるいは区を単位とした住民自治というものを強化していきたいと思っているところでございます。

本日、第２期の委員会がスタートいたしました。この委員会では自治基本条例に基づく取組の内容や課題等につきまして十分にご審議いただきまして、第１期に引き続き、市民の参加と協働によるまちづくりを進めていくための、効果的な手法、考え方等について、委員の皆様方の十分なご経験や立場で、活発にご議論いただいて、ダイナミックな提言をお願いしたいと思います。自治推進委員会でご議論いただくことが自治基本条例の推進につながりまして、最終的に、市民の方々にとって暮らしやすい地域社会、自分たちが創り上げていく地域社会の実現に結びつくものと考えているものでございます。

限られた日程ではございますけれども、本委員会での調査審議に対するお願いを申し上げまして、ごあいさつとさせていただきますと思います。大変お忙しい中、感謝申し上げる次第でございますが、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

３ 委員紹介・事務局紹介

□委員紹介

自治政策部長 続きまして、各委員の皆様の紹介に移らせていただきたいと思います。本日、初めての委員会ということで、恐縮ではございますが、自己紹介という形で、今、取り組まれている活動や当委員会への期待などを含めてお願いいたします。

小島委員 小島でございます。私は、もうすぐ川崎市のことにかかわり始めて 20 年くらいになります。

自治基本条例では、この条例を作る検討委員会と、第１期の自治推進委員会にもかかわらせていただきました。また、川崎市とのかかわりでいうと、多摩川エコミュージアムの活動に、学生とともに「多摩川夕涼みコンサート」や、11 月 3 日の「たまりバーサイドミュージックフェスタ」という音楽のまち・かわさきと多摩川プランをかけあわせたようなプロジェクトに参加させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

大下委員 大下でございます。私は今年の 3 月まで宮前区長を務めさせていただきました。それまで民間の仕事をしていた私にとりまして、その 3 年間というのは誠に得難い、大変貴重な行政体験でございました。その 3 年の間に 1 度、第１期の自治推進委員会から声を掛けていただき、区民会議についての報告をさせていただいたことを今もよく覚えております。そうした 3 年間の経験を、今回、自治推進委員会委員としてやっていく上で活かしていくことができればと思っております。

なお、区長退任後は、以前からかかわっていました「おやじの会」というグループで引き続き活動しております。また、一方で、団塊の世代を含めたシニアの皆さんの地域参加をお手伝いする NPO 法人の一員としても活動しております。シニアの皆さんと一緒に、これから、まちづくりに取り組んでいきたいと考えております。今回、この委員会の委員としてあらためて自治について勉強させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

佐谷委員 佐谷和江と申します。「まちづくり情報センターかながわ」という NPO 法人の理事をしております。通称「アリスセンター」といいますが、高津区の協働推進事業の評価やエコシティたかつの計画づくりをさせていただいております。アリスセンター自体は、NPO や市民社会の基盤を作っていく中間支援組織で、神奈川県全体を活動エリアとしています。現在も県のパートナーシップ推進条例がパブリックコメント手続実施中で、アリスセンターでも意見を提出しよう

といろいろ文案を考えているところです。

自治推進については、私は現場の住民の方々と一緒にまちづくりをやっていますが、どうやったら活動や取組が効果的になるのか、推進されるのかを皆様と一緒に検討できたらと思っております。よろしくお願いします。

鈴木委員 中原区に住む鈴木と申します。「多摩川エコミュージアム」で、国や川崎市、地元の多摩区等と一緒に協働で様々な活動をしております。その他に、子どもたちに未来の多摩川を伝えたいと、とどろき水辺の楽校という「水辺の楽校プロジェクト」を立ち上げて活動しておりまして、多摩川にどっぷり浸かっています。もともとのおきかけは等々力土手に桜並木をよみがえらせようという活動から始まったものです。私は北海道生まれなのですが、このごろは皆さんに川崎生まれの川崎育ちでしょとよく言われます。多摩区でも中原区でも駅を降りてから自宅に戻るまで、この活動で知り合ったかなりの人に会うようになり、悪いことはできないなと最近つくづく思うようになっておりまして、多摩川が私の新しい故郷だと思っております。どうぞよろしくお願いします。

滝澤委員 幸区に住んでおります滝澤です。私は川崎に約 32 年住んでおりまして、これまでは会社人間で、毎日夜 10 時前には帰ったことがないくらい会社にとっぷりだったのですが、数年前から地域に目を向けた活動をしてみたいという気持ちが非常に強くなり、そこで川崎市が実施しました「シニア地域創造ワークショップ」に参加し、そこでシニアの活性化について約 1 年間議論しました。そのメンバーが集まって NPO 法人を立ち上げ、現在、川崎市の事業に協働という形で参加させていただいております。

私自身は、長年、夢見ヶ崎動物公園のふもとにあります町内会で役員等をやっておりまして、町内会の役割の大切さを身にしみて感じておりますので、その辺の経験もうまく活かせればと考えています。まだ現役で IT 系の仕事をやっております、そこでの SE や企画・マーケティング経験等もぜひ活かせればと思っておりますので、よろしくお願いします。

丸山委員 宮前区に住んでいます丸山です。私は、会社をリタイアして 6 年になりまして、今は宮前区のこども文化センターの運営協議会の代表と宮前区北部の自治会の自治会長を務めさせていただいております。自治会のほうは副会長のころから 13 年目になりますが、住民の方からのご提案や何やらをさばくのが大変で、現在も、本来、自治はどうあるべきかということを経験の中で研究熱心な副会長がおりまして、その方々と一緒に勉強中でございます。その他は、宮前区のまちづくり協議会や平瀬川流域まちづくり協議会など、いろいろなところへ首を突っ込んでいますが、なんとか皆様と勉強させていただければと思っております。よろしくお願いします。

□事務局職員の紹介

自治政策部長 引き続き、事務局の職員を紹介させていただきます。

総合企画局長 総合企画局長の三浦でございます。今回、自治推進委員会の第 2 期ということで、ぜひ活発なご議論をしていただきたいと思います。さきほど、市長の話にもございましたが、自治基本条例は、今、川崎の市政運営の 3 本柱の 1 つという位置づけになっております。制度的には一応できあがってきているわけですが、それをどのような形で実体化させていくかが大きなテーマになっています。地域にいろいろな課題がある中で、地域の課題の解決に向けて取り組んでおられる皆さんがメンバーにご就任いただいたということで大きく期待するわけですが、ダイナミックな提言をいただきたいというのが事務局の気持ちです。そういう意味で忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いします。

自治政策部長 総合企画局自治政策部の担当主幹である鈴木、担当主査である依田、職員の西山、同じく菊池です。そして、私は自治政策部長の瀧崎でございます。よろしくお願いいたします。

□関係職員の紹介

自治政策部長 また、本日は、関係職員も列席させていただいております。総務局市民情報室長の土方でございます。

市民情報室長 ご紹介いただきました土方でございます。現在の職場は、総務局市民情報室ということで、市民の皆様の声をお伺いしている部署でございます。例えば、「サンキューコールかわさき」といって電話番号 200-3939（サンキューサンキュー）で市民の方のお問い合わせ等に対応しているところでございます。よろしくお願いいたします。

4 川崎市自治推進委員会設置要綱の確認

《事務局（自治政策部主幹）から「資料2 川崎市自治推進委員会設置要綱」を説明》

自治政策部長 設置要綱は以上でございますけれども、第2条の所掌事務に関して、この委員会でどのようにご議論いただくかについては、後ほど、委員会の調査審議の進め方という議題の中でご議論いただきたいと思いますと考えています。その他にご意見がございましたらお願いしたいと思います。

（意見なし）

よろしいようでしたら、次に移らせていただきたいと思います。

5 委員長・副委員長の選出及びあいさつ

自治政策部長 ただいま、説明がありましたように、設置要綱では、委員長は「委員の互選により定める。」とあります。いかがでしょうか。

（意見なし）

特にご意見がないようでしたら、事務局から提案させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（一同賛成）

事務局としましては、自治基本条例の検討委員、また、第1期自治推進委員会の委員長もお務めいただきました小島委員を推薦させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

（一同賛成）

それでは、小島委員、よろしくお願いいたします。

この後の議事は委員長にお願いしたいと思います。

小島委員長 小島でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

自治基本条例ができ、第1期の委員会が設置されまして、条例及び要綱にはあるのですが、何をやるかにつきましては手探りの状態でした。第1期に委員そして委員長を務めさせていただきまして、おおよその役割、イメージをつかむことができました。そして、提言を含む報告書を委員会として作り、市長に提出させていただきました。また、市民の皆様方にもお示しすることができました。

第2期では第1期と同様に何をやるかということにかかわるわけですが、自治基本条例に基づく市政運営の進捗状況につきまして、できる限り網羅的に見ながら、また、第1期は情報共有の原則及び区民会議というものが中心テーマでございましたが、さらに新たなテーマについても検討を進めていければと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは早速でございますが、次に移らせていただきたいと思います。まず、私とともに委員会の進行を担っていただく副委員長を決めさせていただきたいと思います。さきほどご説明がございましたように、設置要綱によりまして第5条に、「委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。」となっております。私といたしましては、私自身が不在の際には副委員長

に職務を代理していただきたいと考えておりますので、これまでの参加のまちづくりについての学識、そして川崎市でのご経験という総合的な観点から佐谷委員にお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

(一同賛成)

それでは佐谷委員にお願いしたいと思います。

早速で恐縮ですが、一言ごあいさつをお願いできればと思います。

佐谷副委員長 このような大役を務めさせていただくことになりましたが、よろしくお願いします。私は小島委員長とは違い、今回初めてなのでいろいろと勉強させていただきながら2年間弱の間ではありますが、第2期もいい2期だったといわれるように微力ながらやっていきたいと思えます。よろしくお願いします。

6 第1期川崎市自治推進委員会について

《事務局（自治政策部主幹）から「資料3 第1期川崎市自治推進委員会報告書（概要版）」及び「資料4 第1期川崎市自治推進委員会 市民自治の推進に向けた10の提言推進プラン」を説明》

小島委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問などがございましたらお願いいたします。

一言付け加えれば、今の関係は、第1期の報告書（参考資料3）及び概要版（資料3）を自治推進委員会から市長に提出し、それに基づいて「推進プラン」（資料4）を市に作成していただいたということです。今はそれを着実に進めていこうという段階でございます。

7 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等について

《事務局（自治政策部主幹）から「資料5 自治基本条例に基づく自治運営に関する制度等一覧」を説明後、意見交換》

小島委員長 ただいまのご説明につきまして、ご質問などがございましたらお願いいたします。

私の方から少し補足させていただきます。資料5には関係する条文と市のそれに対応する取組や制度が対比されています。実はもっと細かいものにつきましては、今日の参考資料でお手元にあると思いますが、第1期の報告書（参考資料3）の前半7ページくらいから、それぞれの条文に該当するものと市政における取組、制度等との対照表が載っています。7ページはいきなり第21条になっていますが、これは第1条からということではなくテーマごとにまとめられているからです。それが14ページまであり、資料5をもっと細かくしたものが報告書の7～14ページになります。

実は、これが大きく第1期の時にもかかわりまして、なるべく自治基本条例の全条文が市政の様々な制度や取組とどうかかわっているかということを確認しましょう、なるべく拾いましょうということで、市政にかかわる市の関係者の方々及び市民の皆様方に自治基本条例と市政がどうかかわっているのかということをお示しし、特に市政関係者の方々には認識を持っていただこうと、どれがかかわっているのかという対照表を作るというかなり大変な作業をお願いして、可能な限り網羅的に俯瞰するという形をとらせていただきました。

ですから、後ほどの審議事項にもかかわってまいります。この報告書の7～14ページをご覧いただければ、現時点において、どのような条文が、どのような市政の取組とかかわっているかということが一覧できるということでございます。そして、そこに方向性も同時に書いてございまして、そこから10の提言が生まれたということでございます。

もしご質問がございましたら受け付けますが、いかがでしょうか。

大下委員 資料5の第32条に関して、7月に「協働推進窓口」を設置されたということですが、少し

補足説明していただけますか。

自治政策部主幹 それについては、資料４の「推進プラン」の１５ページをご覧ください。「(２) これまでの取組」にもありますように、協働推進窓口は協働型事業の円滑な推進のために、市民の皆様、行政から協働に関する相談を一元的に受け付ける窓口として、市民・こども局に設置したものです。また、受けた相談などを原局に振り分けたりするところがございます。

丸山委員 細かいことですが、情報共有のところで、情報公開をいろいろとやっていただいて、行政からも要綱等が出ているのはわかるのですが、今、私は自治会で、宮前の向丘地区の北部会というところで１４自治会が年に２～３回集まって情報交換しているのですが、そのときに出る話が、個人情報のところでいつも引っ掛かってきます。川崎市の方で、災害時の要援護者の支援制度が立ち上がり、それをやる時には手を挙げた市民だけということなのですが、結局、手を挙げないで本当に困っている人がいるのにそういう人の情報がつかめない。自治会役員だけではつかめない。そのため、市のほうである程度持っている情報を自治会の役員に流してもらえないかという意見がよく出るのですが、そのような点はどのような考え方なのでしょうか。

小島委員長 それは第２５条の個人情報保護に関することで、災害弱者という言葉を使っていいかわかりませんが、そういう方々を救うための個人情報保護のルールのあり方、運用のあり方だと思うのですが、第１期ではそこは情報公開の審議会が設置されているため、検討していなかったと記憶しています。今のことについてご説明いただけることがございますか。

自治政策部長 詳細は把握していないのですが、丸山委員のおっしゃった災害時要援護者避難支援制度では、昨年の１２月に、お年寄りで一人で動けないまたは障害のある方などを対象に申し込みを受け付け、平成２０年２月ごろからご本人が登録しますという方にご連絡等を差し上げることを自治会、町内会、民生委員等をお願いしていると思います。個人情報の保護の問題がございまして、それに抵触しないよう、いわゆる「手上げ方式」にしているものです。全市で２,２００人程度登録していただいておりますが、現在、もっと広げていこうと、健康福祉局や総務局危機管理室で検討を進めているところがございます。

小島委員長 この委員会は、自治基本条例及びそれを具体化した個別条例がありますが、それらをできるだけ網羅的に進捗状況を見ながら対応関係を明らかにし、もしそこに課題があれば提起していくということですから、今後の検討の中でそのことに現場の中で課題が認められるということであれば、審議の中に加えていきたいと思っています。

滝澤委員 提言４の協働の推進の中で、実際に、市の活動の中で市民と一緒に協働していきたいと動いた場合、市民の方がこういうことをしたいというときにその実現に向けた具体的なコーディネートをするといったコーディネート機関については検討されたのでしょうか。

小島委員長 実は「協働」につきましては、さきほど少しお話があったと思いますが、市民・こども局の方で検討されております。そこで、その場で協働を議論しているものを、もう一度ここでゼロベースから議論すると、屋上屋を架すことになったり議論がずれてしまったりするといけないので、基本的には担当する委員会があればそちらのご意見、ご議論を尊重して、その検討状況をご報告いただくという形をとっています。

ですから、今のお話のようなことについてはこの委員会では検討しておりません。市民・こども局の協働に関する検討委員会でそのようなテーマが出ているかもしれませんし、コーディネートまではいかなくても、ワンストップ窓口はその入口に該当するのかもしれませんが、私の方ではそれがどうなっているのかということはお答えしかねます。市民・こども局の方では議論されているのでしょうか。

自治政策部長 コーディネート機関ということまではいっていないかもしれませんが、現状の説明

をさせていただきます。

ひとつは、さきほど協働推進窓口ということに関連して、市役所の市民協働推進課というところで、協働型事業について、なるべく市民と行政の協働を拡充していくための相談窓口を充実したり、財団法人「かわさき市民活動センター」というものを設置しておりまして、そこは広く市民活動を支援し、いろいろな相談やコーディネートをしたりしています。

もうひとつは、各区の様々な機能強化や区への分権を進めていこうということを自治基本条例の中でも位置づけているところでして、各区単位で区民協働提案事業といいますが、各区が協働推進事業費として1区5,500万円でいろいろな事業に使っており、その中で区によって違いますが、200～300万円くらいの予算を確保して、区民の方から協働事業を提案していただき、外部委員が入っているところもありますが、区役所が審査なり、コーディネートをするということで、そういう形で協働型事業を区単位で推進しているところもあります。

小島委員長 推進プランの16ページに、提言に即した具体的な取組の上から2番目のところに、協働推進窓口の機能として、相談とともに事業調整ということが書いてありますので、それが具体的にどう動いていくかということにつながると思います。本年度の7月に設置されたばかりですから今後の課題かもしれませんが、逆にこの委員会としては、そういう相談からコーディネートへということが課題として見込まれるということであれば、担当部局あるいは区の方に照会して、どうなっているか、あるいはどのような展望があるか、あるいは市民・子ども局の他にそのような委員会があれば、逆に、こちらからそういうことについて検討されているかどうかを照会していくことはできると思います。

鈴木委員 区民会議の件ですが、私も中原区で第1期と2期目の委員になっています。中原区区民会議では、区民会議が広く区民に知られていないのではないかという意見が多数出ました。区民会議は大抵午後2時から4時まで開かれますが、その場合、なかなか傍聴に来られないということで、我々が提案して、先日、初めて夜間に開催するというので6時半からやってみました。そのときには1人の委員が10人連れてくるという試みが行われたので、かなりの人数が集まったのですが、そのようにしなければなかなか知られていかない。各区の区民会議だよりが出ていますが、それも知られていない。今年3月の「市民自治創造・かわさきフォーラム」のときに、初めて7区の区民会議の交流がありましたが、そういう機会がないと区民会議の委員が自分の区のことだけしか知らないのです。私の場合は、多摩区で活動していますので、多摩区と中原区の情報、宮前区の委員の方がいることもあって情報交換ができますが、それがすべての区に行き渡っていないと思います。各区でやることはバラバラでも、それは区民会議の自主的な活動なのでよいのですが、他区が取り組んでいるもっとよいことを取り入れたり参考にしていかないと、自分たちだけがやっているだけでは広がらないのではないかと。もったいないと思います。第1期委員会でいろいろと提言していただいたので、このような取組をもっと実現させてフットワークのよい区民会議にしたいと思っています。

小島委員長 まさに第1期委員会で提言した内容がそのような課題であり、この「推進プラン」の中で書かれたことが着実に展開していけるかどうかをこの委員会としても見守っていかなければならないと思っています。それが、一向になかなか改善しないということであれば、さらにどうしたらよいかということも検討したいと思います。

自治政策部長 ご存知のように、区民会議につきましては、平成18年から第1期として任期2年でお願いし、各区民会議で報告書を出していただき、今年度から第2期に入っております。私どもとして第1期を総括しておりまして、今おっしゃられたように第1期委員会の提言にもありますが、ひとつは情報発信、それから区民会議の各区の委員同士の交流が非常に有効ではないかと考

えられますので、早めに実現したいということで検討しております。

小島委員長 第1期委員会の時に、川崎市の区民会議は全市で「こういう形であるべし」ということは決めずに、区ごとに進めながら、区民会議の運営の仕方を創意工夫していただく。そこで各区の区民会議同士が学びあいながら地域に密着したところから区民会議を育てていこうという方向性だということについて、委員会の中でも市長を交えて確認したという経緯がございます。ですから、どう育てていくか、学びあっていくかは、第2期区民会議の中で少しずつ花開いていけばよいかなと思っています。

後ほどの全体の議論の中で、この件につきましてもご質問、ご意見をいただいて結構ですので、第2期委員会の第1回の本題である次の議題に進みたいと思います。

8 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって

《事務局（自治政策部主幹）から「資料6 第2期川崎市自治推進委員会の調査審議にあたって」を説明後、意見交換》

小島委員長 資料6の「3 第2期の調査審議事項」の②で、「第1期の委員会では、「情報共有」を中心に調査審議を行いました。第2期の委員会においては、3つの原則のうち「参加」、「協働」をメインテーマにして、・・・」となっています。第2期についてはこれから検討するのですが、そこに至る経緯について私から簡単に補足させていただきます。

第1期の報告書の概要版（資料3）の5ページと、自治基本条例第5条を確認していただきたいと思います。概要版の5ページにある10の提言が、第1期で何をメインテーマにしたかにかかわってきます。「情報共有」をメインにしたということで、提言5～7のところに情報共有の提言が入っています。そして、提言1と2については、自治基本条例の全般的なことなので提言しようということです。「協働」につきましては、さきほども申し上げましたが、協働のルールづくりが市民局（現市民・こども局）で行われていたということで、これについては、この委員会で十分な審議をしたというわけではなく、そちらの審議状況を聞きながら、こちら側でも確認しながら気づいたことを提言に載せたということです。そして、「区民会議」がなぜここに入っているかというと、区民会議は、「情報共有」、「参加」、「協働」の3つの原則がすべて集約されている場であろう、しかも、区民会議が動き始めたということもあり、区民会議をみることで「情報共有」も「参加」も「協働」もみられるだろうということで取り上げたのです。「協働」については、区民会議が様々な区民の諸団体、区民の方々と協働しながら実践を見出していく場であるという性格を見出したので、区民会議は3つの原則が集約される拠点ということでテーマに取り上げることになりました。

第2期委員会では、「参加」、「協働」をメインテーマにすればよいのではないかという提案がありました。私なりに考えてみますと、自治基本条例第5条に3つの原則があり、第1期では第1項第1号「情報共有の原則」を取り上げ、第3号「協働の原則」は市民局（現市民・こども局）の検討経過を踏まえながら確認的にここでは議論しました。そして、3つの原則が集約される場として区民会議を取り上げた。すると、第5条のうち第1項第2号「参加の原則」については、第1期では正面から取り上げていないことになります。

例えば、佐谷副委員長がまちづくりの中で市民参加でワークショップをやったり、計画策定、条例策定の時の参加に取り組まれています。そのようなことを正面から取り上げきれませんでした。そして、第5条を受けまして、第6条の「市民の権利」の中で、参加に関する権利保障として、第2号「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。」という市民の権利規定があります。したがって、この第5条第1項第2号と第6条第2号につきましては、第1期では第

2 期以降に委ねようということで見送ったという経緯がございます。

そこから、第 2 期の中に「参加」が入ってくるということになります。「協働」につきましては、当時は市民局（現市民・こども局）で協働のルールに関する委員会がありましたので、そこに委ねようということだったと思います。事務局にお聞きしますが、今、市民・こども局に協働に関する委員会はあるのでしょうか。

自治政策部主幹 市民活動推進委員会で「協働」について検討しています。

小島委員長 協働の正面の部分は、やはり、そちらで議論していただき、同じテーマで違った提言が出てくると困りますので、こちらはそこを差異化をしたり、別の観点から見方を変えたり、あるいはそこからいただいたものをもう一度確認する作業が中心になると思っています。

「参加」と「協働」は明確に分かれる部分と重なる部分がありますので、差異化をするということであれば、こちらの委員会は俯瞰するという役割ですから、おそらく「協働」と「参加」の重なっている部分はこちらの委員会で検討することになるのではないかと推察します。

本日のメインテーマでございます第 2 期の調査審議事項及びこれまでの第 1 期の取組、要綱等を含め、全体としてご質問、ご意見等、審議を進めていきたいと思っています。

佐谷副委員長 「川崎市協働型事業のルール」（参考資料 8）の 15～16 ページに関して質問があります。協働型事業には、市民活動団体から行政に働きかける場合と行政が市民活動団体に働きかけるという場合があります。行政が市民活動団体に働きかける場合はかなり「参加」に近いと思います。これについていえば「事業」なので、一般的な計画策定とは切り離したカテゴリの中で読むべきなのか、それとも、協働型事業と言っているものは幅広く、行政が計画を作るようなものも含めたものなのか、どのように考えられているのでしょうか。

小島委員長 協働型事業に該当するものはどういうものかということですね。

自治政策部長 このルールについては、計画策定といったものは含まれません。もう少し具体の協働型の取組を念頭に置いているというイメージです。

佐谷副委員長 たとえば、行政が市民活動団体に働き掛ける場合の事業名や内容としては、どのようなものがありますか。

阿部市長 「推進プラン」の 14 ページに事例が載っています。

自治政策部長 ここに整理されている事業の他にも、例えば、リサイクルに関して市民の力を借りながら地域の中でやっていくといったものは、行政側から働きかけるというイメージがあると思います。

小島委員長 これは実践活動で、計画策定は該当しないということですね。

ただ、「協働」という言葉が非常に曖昧なので仕方ないのですが、計画策定委員会の中で N P O の方や一般市民の方、行政がパートナーシップで計画をつくっていくことも「協働」と言えますが、ここでの協働事業は実践活動ということになります。

鈴木委員 実は「磨けば光る多摩事業」に応募しました。多摩区が協働事業ということで募集をかけたものに私たちが応募させていただき、すべての団体に事業が違うのですが、環境や福祉等様々な分野で 4 団体が採用されました。私たちは、多摩川のクリーン作戦や安全という切り口から応募させていただきました。

佐谷副委員長 第 2 期では「参加」と「協働」をメインテーマに調査審議していくということですが、協働事業についてはある程度のルールはできているということですね。

小島委員長 今、そのルールに基づき事業を動かし始めている。その進捗状況については市民・こども局の市民協働推進課でフォローアップ、課題抽出が行われているということですが、ここで包括的にみる際には、その情報がほしいですし、この場でご説明などいただくということになる

と思います。

こちら側で出した 10 の提言の中に「提言 3 協働実践の共有」と「提言 4 協働推進施策の整備」が入っており、協働推進施策の整備がどう動いているかということを見ていくことになると思います。「提言 3 協働実践の共有」については、協働型事業はイメージがわからないため、こういうものを協働型事業というのだろうということを各局も各区も市民もイメージがつかないので、ベストプラクティス（最適な実践例）を情報共有していくことが必要だろうということで提言に入れました。そのことをここでも見ていく必要があると思います。

自治政策部主幹 協働型事業でイメージがわからないということですので、市民・こども局で事例集を作っておりますので、次回の委員会に資料提供したいと思います。

大下委員 さきほどの委員長のお話の中で、今回の課題として「参加」と「協働」を据えるということがありました。ざっくりばらんな話をさせていただきますが、自治基本条例の第 6 条第 2 号「政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。」について、市民が政策の形成・執行・評価にどの程度まで参加することが妥当なのかという見極めが非常に難しいと思います。これから議論すればいいのですが、印象として申し上げさせていただきました。私も勉強していきたいと思いますが、「参加」を考えるとときには、市民活動その他への参加はもちろんですが、この政策の形成過程に参加していくということは非常に大事な課題になると思います。

小島委員長 自治基本条例の第 29 条、30 条、31 条に具体的な参加の手法、制度が書かれています。第 28 条は第 29～31 条までの手法・制度以外のものも含めて多様な参加の機会を整備し、体系化を図ると書かれています。住民投票条例ができ、これは参加といってもパブリックコメント手続制度や〇〇計画策定委員会とは別次元の切れ味のするどい参加の制度ですが、それ以外としては、第 30 条のパブリックコメント手続や第 29 条の審議会等の市民委員の公募が市政への市民参加の手法や制度の最低限のラインで、問題は、それ以上にどういうものがあるかということです。第 31 条はしっかりできました。第 29 条と第 30 条以外にもいろいろな参加の手法や手続があり得るわけですが、それについて体系化を図っていくことが第 28 条に書かれています。

日本国憲法の第 25 条はプログラム規定と言われている、私はこの自治基本条例第 28 条を参加のプログラム規定と言っていますが、ここから直接何かが生み出されるというよりは、ここを根拠にしてそれ以上の、自治基本条例で言えば第 28 条や第 29 条、第 30 条以外の、あるいはそれ以上の参加の水準にかかわる手法や手続が生み出されていくかということが問われるのだと思います。川崎市政の中でかなり水準の高い参加をしているところもありますが、もしかしたら、そうでないところもある。パブリックコメント手続制度と審議会等の市民委員の公募という制度で、ある程度ミニマムのラインができましたので、そのラインをスタンダードなラインに、あるいは第 28 条に基づいてそれ以上のラインにどう上げていけるかが問われているのだと思います。そうすると、どんな参加の手法の種類があるのか、どのような創意工夫があるのか、あるいは、計画を作る時もひとつの参加手法・手続だけではなく、いろいろなものを組み合わせながら「参加」の手続の流れができると思いますが、それがどのようになっているのかをみていく必要があり、それにはケースをみていかないと参加の水準がどうなっているのかはわかりません。トップランナー的な取組をやっているケースもあるでしょうし、そうでないケースをみてもあまり意味がないのですが、トップランナーのところをみて、ここがパブリックコメント手続制度と審議会等の市民委員の公募というミニマムのラインを越えたスタンダードライン、あるいはそれ以上で、そこを目指してどういうことをやっていけばよいかということになると思います。

大下委員 第 28 条に「次条から第 31 条までに定めるもののほか…」と書いてあるように、「ほか」ということですね。そして「多様な参加の機会を整備し、その体系化を図る」ということですね。

小島委員長 もちろん、第 29 条、第 30 条もみていかなければなりません。住民投票制度は使わないとみえてこないものですから仕方ないですが、第 28 条の「多様な」ということのレベルを上げていく、全体としてどうレベルを上げていくか、あるいはそこに向けて市政がどう動いているかをみていくことになるのだと思います。ただ、どの程度が妥当なのかは一概には言えないのでしょうかね。

評価への参加や執行への参加も難しく、執行への参加はどう考えていくかが一番難しい。また、執行への参加と協働はどこが違うのかという論点もあります。例えば、私がかかわった「多摩川プラン」では、プランができた後、推進委員会ができました。多摩川プランが動いている中で執行の段階でも参加の組織があるので、こういうのもまた直接実践活動での参加とは違う執行への参加としてあり得ます。評価への参加ですと、政策評価委員会への公募市民委員としての参加もありますが、様々な個別の計画を見直していくプロセスも評価ですから、個別計画の評価への参加もあり得ます。

そういったことについて、第 5 条と第 6 条のところは第 1 期ではほとんど触れていないので、どうということが考えられるか、あるいはどういう状況になっているかをみていくということは必要だと思います。

大下委員 市民のひとりとして申し上げますが、「参加」の度合いは、参加の経験を踏むことによって市民がパブリックな視点で物事を考えていく鍛錬をしていく意味で、大きな意味を持っていると思っています。市民として成長していく過程で行政運営に参画していくことは非常に大事なことで、市民自治にとって、形式上の市民自治ばかりではなく市民として育っていくことが市民自治が本当に根付くということだと思うので、そちらの方向に行くことが重要で、そのような意味で非常に重要なテーマだと思っています。ただ、何でも、どのような分野でも市民が乗り込んで参画していけばいいかというわけではないので、その兼ね合いを考えつつ市民を伸ばしていけるような方向で議論が進んでいけばよいという気がします。公の部分での意識がどれだけ市民の間に根付いていくかが非常に大事だと思っています。

小島委員長 第 1 期の提言 2 で「自治意識の醸成」という提言をして、それに対して「推進プラン」でもいくつか取組をしています。究極の自治意識の醸成は「参加」であるということです。佐谷さん、参加の妥当性をどこまで考えるかについて、いかがでしょうか。

佐谷副委員長 どういう仕組みかということもあるとは思いますが、それによってソーシャルキャピタル（社会関係資本、ここでは「信頼関係、規範、ネットワーク」を意味します。）、信頼感や、ある地域の中でのルール、規範のようなものがどのように蓄積されていくかということも非常に重要だと思います。例えば、パブリックコメント手続について、市民が意見を出しても全然変わらないということがよく言われます。制度はできたけどソーシャルキャピタルとしてはマイナスである場合もあるので、そこも含めて考えないといけない。いくら仕組みをつくっても仕組みが活かされないと市民はがっかりして逆に不信感を持つこともあります。多くの仕組みをつくればよいというものでもないと思っています。

小島委員長 市長に参加についてご意見をいただけませんかでしょうか。

阿部市長 「参加」と「協働」の区別が非常に大事だと思います。

区民会議でも協働事業でも、役所もやる、市民グループもやると両方で力を合わせるとプラスアルファが生まれます。どちらか単独では効果的なことはできず、両方の特徴を活かすことによって事業をより多くできる。たとえば、市民グループは人数が多いが、公務員は勤務時間があり、流動的、機動的にうまく動けない。役所はある程度金を出す、あるいは企画のときに一緒に議論をするなど、それぞれの特徴、役割があるので、そういう力を合わせるによって何らかの目

的に達成していくことが基本的に協働事業だと思います。

「参加」は、あくまでも行政に責任や権限があり、それに対して意見を述べたり、加わって何かをやるということです。もちろん、「参加」と「協働」が一緒になっているものもありますが、基本的には審議会のメンバーになって意見を述べたり、議員を選ぶために投票したり、あるいはパブリックコメント手続で意見を述べたり、といったものが「参加」だと思います。パブリックコメント手続制度については、実際に非常に重要な案件について市民意見を求めるのですが、あまり出てきません。反対運動が起こっている場合には集中的に反対意見が多くなりますので、パブリックコメント手続で出てきた意見を数で評価することはできないという問題もあります。パブリックコメント手続をどのように考えるかも今回の非常に重要なテーマになるのではないのでしょうか。

「協働」についてもいろいろな事例が出てきていますので、担当部局から事例を発表してもらいながら判断をしていけばよいのではないのでしょうか。随分と広がってきていますが、協働事業でやった方がうまくいくものがまだまだ残っていると思います。

区民会議は、そういう意味では「参加」でもあり「協働」でもあります。意見を言っていて、まとめれば、それを実行しましょうというところまで考えていますので、区民会議そのものは「参加」でもあり「協働」でもあり、そこから先は完璧に協働事業になるといえます。例えば、放置自転車について、市民ボランティアの方々に整理をしてもらうということになれば、事業になっていくわけです。いろいろなパターンがあると思うので、具体的な例を発表してもらいながらここで議論していけばよいのではないのでしょうか。あまり、決めてかからない方がよいと思います。

ただ、基本的な考え方として、補完性の原理といいますか、市民の自治を考えると、区単位、あるいはもう少し小さな単位で自分たちでできるものは自分たちでやりましょうということがあると思います。昔は税金をたくさん納めて、公務員を採用して公務員に要望を言って公務員が仕事をしてくればそれでいい、要望を言うとどんどん膨れあがって税金も上がってくるという時代がありましたが、今は逆の方向です。定年退職者が多くなり地域に戻ってくるけれど、税金はあまり出てこないということになると、結局、地域の環境をよくするなどの事業を地域の人たち自らがやっていかないと地域がよくなるのです。役所に頼んでも予算がないと言われて終わってしまうこともあります。

ということです、基本的には自分たちでできることは自分たちでやりましょう。そして、それでも足りないところを区役所単位でやりましょう。その時に一緒にやる事業が協働事業になります。ゴーヤによる「緑のカーテン事業」は協働事業の典型的な例だと思います。子育て支援もそうです。区役所単位で子育てグループが集まり、それに対して行政が子育て支援のために冊子を作った事例ですが、市民の皆さんは知恵は持っても印刷予算を用意できないので、子育てグループが作った原稿を市が印刷・製本するという形です。このように、片方で足りないものを片方で補うことでひとつの仕事を完成させる。そういうものが随分たくさん出てきています。いろいろなパターンがありますので、歩きながら考えて整理していただくとよいと思います。よろしくをお願いします。

小島委員長 「参加」と「協働」は、基本的には分かれるけど重なっているところもあるということです。今日も市民委員の方はそれぞれNPO活動をやっているやっしやって、現場では協働されている方々です。そのように「協働」されている方々に、今日のこのような「参加」の場に来ていただいているのです。ですから、最近の議論では、実は「参加」と「協働」は人を介して重なっているとも言われています。

区民会議はそれを制度化して、やっている人たちが参加してもらうというものですので、実態としても、「参加」と「協働」は人を介して重なっているといえるのだと思います。昔ですと、参加の場に来られる方は〇〇団体の代表という充て職ということだけで来ていましたが、今は実践でやりながら自治体とも協働している方々に参加の場に来ていただいているのです。もちろん、そういう方以外は来てはいけないということではなく、それ以外の方にも広く開かれるのが「参加」です。

鈴木委員 市の新総合計画の時に市民委員として参加したのですが、中期プラン、長期プランを立てたときも、私は多摩川のことを叫んでいました。おかげさまで、それが今回の新総合計画でもきちんと取り上げられ、3つ目の水辺の楽校ができつつあり、多摩川施策推進課ができるなど、様々なことが多摩川を軸として実現されてきたのです。普通のおばさんである私が、一市民としてこういうところに参加させていただき、何か形のあるものに実現することができたということをとてもうれしく感じています。今まではこのような場は普通のおばさんが出る場ではないと臆していましたが、市の新総合計画づくりで話し合われたことがかなり形になっています。例えば、武蔵小杉の再開発は、あの時まだ図面だったのですが、今はエリアマネジメントというNPO法人ができ、そのNPO法人と私たち水辺の楽校が協働して、新しいマンションに住んでいる子どもたちが水辺の楽校に来るようになって、実現しているのがすごくうれしく思います。

また、区民会議にも区で何か形になるものができるのではないかと思います。

昔、平和館で総合企画局が主催した自治基本条例を劇で説明する催しをたまたま見に行きましたが、そのときには、自治基本条例って一体何なんだろう、漠然と区の権限が強化されるようだと理解しましたが、今、実際に、区民会議や協働事業として実現されていることは、参加している市民にとっては大変よいことだと思います。ですから、今回も、空論で終わるのではなく、第2期区民会議の終わりまでに、きちんと何かひとつ実現できたという形になればいいと思っています。

滝澤委員 私自身、市の協働型事業をさせていただいていますが、仕事柄、SOW（作業範囲記述書）という役割分担、責任分担を非常に気にしています。やはり、問題を起こしてはいけないので、基本的に責任分担をある程度意識してお互いに動かなければいけないと思います。現実には、コンピュータの世界では、SOWを表にして責任を明確に決めますが、そこまですると本当に市民がついてくるかなという関心もあります。市のホームページを作る際に、ホームページに問題が生じた際の責任負担を明確にしておくべきなのか、そこまでする必要はないのかが問題になりました。大まかな枠の部分は決まっているのですが、その部分が非常に気になります。今後ルール化がどこまで進むのか、また、やっていくべきなのかということが気になっています。

小島委員長 何事にもリスクがありますが、その時に間が抜け落ちてしまうことを避けるためにはどうしたらよいかということも協働では重要なテーマになると思います。

阿部市長 例えば、健康運動の指導者の養成は市民のグループでも十分できるでしょうが、行政が後押しすれば効率的にできるわけです。健康運動が多くの方に広がった方がよいのですが、どれだけ広がるかについて市民が責任を持つ必要はありませんし、少しでも広がれば広がっただけプラスですということを市民の協働事業としてやっていただければよいのだと思います。そして、広めるためにテキストを配りたいが予算が足りないといったときに、そのような部分に行政が力を貸す。市民の力でやった方がよい分野はたくさんあります。行政がやらなければならないものについて市民グループに責任を持ってもらうのは、行政の責任放棄ですから、それは行政としては責任を持ってきちんとやっていかなければなりません。そのあたりを区別して、広げれば広げるほどプラスが出るというものに重点を置いていただければよいと思います。緑のカーテン事業は、

きっかけを役所が作ってそれがどんどん広がっていったよい例です。

丸山委員 自治会のことが頭から離れないのですが、自治会の中で、何かやってもらおうと思って「協働」で何かやりましょうといった時に、出てくる人が限られているのです。私がいる自治会もそうだし、もう少し広がった区へ行ってもそうだし、川崎市全体をみた時もそうです。私が自治会の中で何とか取り組もうと思い、今、60項目近くを挙げて「自分にできることは何か」をたずねるアンケートをとっています。例えば、川崎市に廃棄物減量指導員という制度がありますが、ごみ箱の場所を限定してお願いし始めたら、隣の自治会でも始め、それが広がりつつあります。そのような人たちをどう引き上げてくるかが一番難しいところです。

役員に任せればいいのか、いざ何かあると行政がやることだから関係ないということになることが多いので、「協働」といっても非常に難しいです。自分の興味のあるところのようでも、少し顔を出したら、その後はまったく来なくなってしまうということもあり、非常に難しい課題だと感じています。

小島委員長 「参加」にしても「協働」にしても、「地域コミュニティ」がまったくないところでは、いくら自治体の政策への参加や自治体と市民の協働といってもそれは絵に描いた餅になってしまいます。基盤は「地域コミュニティ」なのです。人口がどんどん増加している川崎の中で、21世紀型コミュニティをどう作っていくかが課題だと思います。

阿部市長 丸山さんのご発言に関連して、行政は、地域のことについてはかなり荒っぽい仕事になっているというのが実態です。ですから、行政には任せておけないという声が地域にはたくさんあります。そういう場合、積極的に自分たちが地域でやるので、行政は我々がやりやすいように支援してほしいというような形でリーダーシップをとっていただいて行政を引っ張り込んでいただくと非常にありがたいと思います。すべての職員が細かいところまでわかっているわけではありませんし、ましてや職員には異動がありますので、地域の方がリーダーシップをとって区役所あたりに持ち込んで行政を引っ張り込んで、こちらは自分たちでやるので、ここから先は行政がやってくださいという話でやっていただくと大変ありがたいと思っています。

滝澤さんのご発言に関連するシニアの能力開発については、これまで大変能力の高い人が東京勤務で川崎のことは考えずに過ごしてこられて、いよいよ川崎で一生を送る時に振り返ってもらおうという考え方でやっているのです。これから期待するところが非常に大きい分野です。

小島委員長 自治基本条例が対象とする「参加」と「協働」は、あくまで自治体とのかかわりなので、市民同士の協働については、自由にやっていただければよいというものだと思いますので、どのような形で取り上げるべきかについて考えていきたいと思っています。

これで、調査・審議の進め方について本日は終了させていただきますが、後ほどお気づきの点があれば、例えば、こんなことを議論の俎上に載せたらどうかといったことがありましたら、事務局までお申し出いただきたいと思います。また、第1期もそうでしたが、委員会を進めてみて歩きながら考えるということで、うまく回らないことがありましたら随時対応していくようになりますので、よろしくお願いします。

9 その他

自治政策部主幹 次回、制度について関係者を呼んでご説明差し上げたいと思いますが、何かご要望があれば、この場で伺っておきたいと思っています。いかがでしょうか。

(意見なし)

ご要望がありましたら、後ほど、事務局にお寄せいただきたいと思います。

《事務連絡事項について説明後、意見交換》

鈴木委員 会議録は、できるだけ要約してほしい。

滝澤委員 会議の開始時間を午後 6 時 30 分からにさせていただくことはできないでしょうか。

自治政策部主幹 第 3 回については午後 6 時 30 分からにさせていただきたいと思います。

《次の事項が確認された。》

① 委員会会議録の作成について

→第1期と同様の形式で公表すること

→会議録は各委員に内容確認させていただいた後、ホームページにて公開すること

② ニュースレターの発行について

→会議の様子をニュースレターで発行すること

→必要に応じて写真を掲載させていただくこと

→ニュースレターは情報プラザ、区役所、市民館等で配布予定であること

③ 次回以降の開催日程について

第2回：平成21年1月20日（火）午後6時～8時 於：高津区役所1階保健ホール

第3回：平成21年3月16日（月）午後6時30分～8時30分 於：未定

□ 閉会

小島委員長 本日予定しておりましたプログラムはこれですべて終了いたしました。次回の日程につきましては、事務局の説明にもありましたとおり、「1 月 20 日（火）午後 6 時から高津区役所 1 階保健ホール」で開催させていただきます。

最後に、本日の委員会について、市長から総括的なコメントがございましたらお願いいたします。

阿部市長 第 1 回ということで手探り状態だったと思います。何回か回を重ねるうちに厳しいご意見も出てくるかと思いますが、遠慮なくおっしゃっていただきたいと思います。また、担当者からの説明等が必要であれば、あらかじめ教えていただき、説明を聞いていただきながら審議していただければよいと思います。よろしくお願いします。どうもありがとうございました。

小島委員長 では、これにて閉会ということにさせていただきたいと思います。お疲れさまでした。

以上